(趣旨)

- 第1条 この要項は、島根大学医学部附属病院(以下「本院」という。)に病児・病後児保育室(以下「保育室」という。)を置き、その利用に関し必要な事項を定める。 (利用者)
- 第2条 保育室の利用者は、島根大学医学部キャンパスに勤務・在籍する職員、学生、本 学が業務を委託する事業者の従業員及び一般の住民(以下「保護者」という。)とする。 (保育室の所在地)
- 第3条 保育室は、出雲市塩冶町89-1「医学部会館1階」に置く。

(入室基準)

- 第4条 保育室に入室できる乳幼児及び児童(以下「乳幼児等」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - 一 0歳(生後8週間以上)から小学校6年生までの乳幼児等であること。ただし、一般の住民にあっては、出雲市内在住の0歳(生後8週間以上)から小学校6年生までの乳幼児等又は出雲市外在住で出雲市内の保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校に在籍中の乳幼児等であること。
 - 二 病児・病後児であること。
 - 三 保護者が養育していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は入室することができない。
 - 一 感染性の強い疾患(第二種学校伝染病,ロタ・ノロウィルス等)の急性期で,他児 に感染する恐れがある場合
 - 二 38.5度以上の発熱が続いている場合
 - 三 嘔吐,下痢がひどく脱水症状がある場合
 - 四 医師により保育室での保育に適さないと判断された場合

(入室定員)

第5条 保育室の収容定員は、4人とする。ただし、第4条第2項第1号に掲げるもの以外の感染性疾患の場合、2種類の罹患乳幼児等まで受け入れるものとし、受け入れは保育申込み順とする。

(保育休業日)

- 第6条 保育休業日は、次のとおりとする。
 - 一 日曜日
 - 二 土曜日
 - 三 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
 - 四 12月29日から翌年の1月3日まで
 - 五 その他大学が特に定める日

(保育時間)

- 第7条 保育室の保育時間は、次のとおりとする。
 - 一 基本時間 8時30分から17時30分まで
 - 二 延長時間 8時から8時30分まで及び17時30分から18時まで

(保育申込み)

第8条 保護者は、乳幼児等の保育を申し込む場合は、原則として保育を必要とする日の 前日までに電話で予約を行い、当日は医師が作成した「医師連絡票」及び「保護者から の病状連絡票」を保育室に提出しなければならない。

(保育受入)

第9条 保育室は、収容定員及び前条に掲げる「医師連絡票」、「保護者からの病状連絡票」 等を考慮し、感染制御部等と連携して、受入の可否を判断する。

(受入停止等)

- 第10条 病院長は、次の各号に該当すると認めた場合は、受入停止等の措置をとることができる。
 - 一 乳幼児等が、他の乳幼児等に迷惑を及ぼしたとき。
 - 二 保育料等を3か月以上滞納し、かつ、催告督促などに応じないとき。

(給食)

第11条 保育室は、昼食及びおやつの提供を行うものとする。ただし、ミルクは保護者 が持参するものとする。

(受診の付添代行)

第12条 保育室は、保護者からの依頼により、保育中の乳幼児等が本院へ受診する際の 付添を代行する。

(保育料等)

第13条 保育料等は、別表のとおりとする。ただし、地方自治体等が行う保育料補助事業等に該当する利用者については、補助の範囲内において、保育料を全額免除又は減額できるものとする。この場合において、既納の保育料があり当該者からの返還の請求があった場合は、全額免除又は減額する保育料を返還するものとする。

(保育料等の徴収方法等)

- 第14条 保育料等の徴収方法等は、月末締めで保護者ごとに保育料通知書を翌月の5日までの日に送付し、定められた期日までに納付するものとする。ただし、これによりがたい場合に限り、その都度現金で徴収するものとする。
- 2 保育料等の徴収事務については、「島根大学医学部附属病院うさぎ保育所における徴収事務の取扱いについて」(平成21年4月1日事務部長決裁)に準じて行う。ただし、現金で徴収する場合は、「島根大学医学部附属病院病児・病後児保育室における徴収事務の取扱いについて」(平成26年6月23日事務部長決裁)により行う。

(その他)

第15条 この要項に定めのない事項が生じた場合は、保護者は本院の指示に従うものとする。

附 記

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

附記

この要項は、平成22年4月21日から実施し、改正後の島根大学医学部附属病院病児・病後児保育室設置・利用要項第1条の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附記

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成26年7月1日から実施する。

附記

この要項は、平成27年12月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成27年12月7日から実施し、改正後の第4条及び第13条の規定は、 平成27年12月1日から適用する。

附 記

この要項は、平成28年9月21日から実施する。

附記

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

(参考)

第二種学校伝染病:インフルエンザ,麻疹,水痘,風疹,流行性耳下腺炎,百日咳, 咽頭結膜熱,結核